

沖縄県立中部病院におけるキッチンカー出店事業者募集要項

令和7年2月

沖縄県立中部病院

沖縄県立中部病院(以下「当院」という。)では、来院される方や病院職員等の満足度向上を図るため、病院敷地内において、キッチンカーによる飲食の販売が可能な事業者を募集します。

1 出店場所

当院本館正面外側 飲料自動販売機に隣接する場所

※巻末に見取り図を表示

2 販売品目

自動車による調理営業・販売業として保健所の許可を得ているもの

(ただし、アルコール類、火傷の発生を誘発するものは不可)

3 出店形態

① 軽トラック、軽ワンボックス等を用いた移動式対面販売であること。

※出店場所に屋根と柱が有るが、車両が収まるのであれば軽自動車タイプ以外の車両も可。

② 車両を主な店舗とし、テントを主体とする出店は対象外。

4 出店申請資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人または個人に限り、申請することができる。

ア. 沖縄県などの公的機関が発行する営業許可証を有する人

イ. 食品衛生責任者の有資格者、もしくは、保健所が案内する食品衛生責任者養成講習会を受講した人

ウ. 生産物賠償責任保険(PL保険)に加入していること

エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者でなく、その構成員並びにそれらの協力者及び暴力団員等と密接な関係がないこと。

オ. 電力、給水設備、消火器を有していること。

カ. 電気は院内から供給できないため、電気の使用は持ち込みの充電式発電機で行うこと。

5 出店許可期間

- (1)出店期間: 令和7年4月1日～令和8年3月31日 ※延長申請可
- (2)出店日: 平日（月曜～金曜）※具体的な出店日については応相談
- (3)出店時間: 午前11時から午後4時以内 ※具体的な出店時間帯については応相談

6 出店許可に際しての使用料

下記計算方法①と②で算定した結果、高い方を使用料として請求いたします。

計算方法① … 1日あたり 50円×当月の稼働日数

計算方法② … 当月売上総額 × 2% × 110/100

※現状として、計算方法②になるケースがほとんどとなっている。

7 申込方法

次に掲げる各書類をすべて揃えたうえで、郵送、FAX 又は電子メールにより、中部病院設備・調達課へ提出。

[提出書類]

- ① 出店参加表明書
- ② 誓約書
- ③ 参加表明者のパンフレット(様式自由)
- ④ 沖縄県の保健所から交付された「営業許可証」の写し
- ⑤ 食品衛生責任者資格を証する書類の写し
- ⑥ 生産物賠償責任保険(PL保険)の証明書の写し

[送付先]

沖縄県立中部病院 設備・調達課

郵送先 : 〒904-2293 うるま市宮里 281 番地

※封書には「キッチンカー出店希望」と記載

電子メール: och_setubi02@hosp.pref.okinawa.jp 「キッチンカー出店希望」と件名に記載

8 協議

出店事業者が2者以上あるときは、すべての出店事業者から出店予定日を聴取し、出店予定日を確定する。

出店予定日は希望日申出の先着順とするが、同一日に応募者が複数になる場合は協議の上で決定する場合がある。決定後は各出店事業者あてへメール等により周知する。

9 行政財産使用許可書と使用料

所定の手続きを経て「行政財産使用許可書」を交付する。なお使用料については毎月ごとに「納入通知書」を交付するので、納入通知書に記述された期限までに納付すること。

なお、交付する行政財産使用許可書には次に掲げる許可条件を記しているため、遵守すること。

【許可条件】

- (1) 使用料は、当院が発行する納入通知書により、その指定する納期限までに納入ください。
- (2) 行政財産の使用の許可を得た受けた者(以下「使用者」という。)は、善良な管理者の注意を持って許可を受けた行政財産の管理に当たっていただきます。
- (3) 使用者は、使用者以外の者に使用させてはいけません。また許可した目的以外には使用しないでください。
- (4) 院長から承認を受けた場合を除き、行政財産の現状を変更しないでください。
- (5) 許可を受けた行政財産を過失により荒廃させ、若しくは損傷し、又はその許可条件に違反したときは、原状を回復、又は、当院に生じた損害を賠償することになります。
- (6) 沖縄県立中部病院長が必要と認めるときは、使用者に対してその業務について質問や帳簿類の調査、又は参考となるべき事項その他の資料の提出を求めることがあります。この場合において使用者は、その調査を拒まないでください。
- (7) 使用者が支出した有益費、必要経費等があるとき、当院に請求があったとしても一切応じられません。
- (8) 使用期間中に公用若しくは公用に供する必要が生じたとき、又は許可条件に違反する行為があると認めたときは、許可を取り消すことがあります。取消しによって生じた損失が出ても、当院は補償に応じられません。
- (9) 使用期間中に、当院において暴力団排除に関する諸規定に抵触する行為が認められたときは、ただちに使用許可を取消します。当院は、この場合の取消しによって生じた損失を一切補償しない。
- (10) 食品衛生法、食品表示法を遵守し、食中毒予防、感染予防に最大限努めてください。
- (11) 販売価格は、社会通念から逸脱しない適切な価格で提供すること。
- (12) 使用者の事業によって生じたゴミや排水は使用者自身でお持ち帰りください。ただし、うるま市が指定する「燃えるゴミ」専用のゴミ袋を用い、適切に分別された「燃えるゴミ」を当院が指定するゴミ集積場に持参するのであれば、当院が排出する燃えるゴミとともに取り扱うことも可能です。

- (13) 使用場所の清掃は、使用者が実施すること。
- (14) 出店による事故は、使用者の責任において対処していただきます。
- (15) 出店における備品等の維持管理及び防犯対策(売上金、商品、釣り銭の盗難対策)は、使用者の責任において実施していただきます。
- (16) 事業活動は、来院者の往来の妨げにならないよう十分配慮をお願いします。
- (17) 病院内での客引きは行わないこと。病院内における広告は院長の許可を受けた場合に実施できます。
- (18) 拡声器の使用は禁止です。音響設備については患者の療養環境を妨げない範囲で使用できますが、患者から療養環境を妨げている旨の抗議が出た場合、音響設備使用の許可を取り消します。
- (19) 電気・水道・ガス・消火器は、使用者ご自身で準備ください。
- (20) 火気を使用する際は厳重に注意し、業務用消火器を必ず備え付けてください。
- (21) 病院内の手洗い場・トイレ等において、使用者の資機材の洗浄は禁止します。
- (22) 病院敷地内において喫煙しないでください。

9 お問い合わせ窓口

沖縄県立中部病院 設備・調達課

所 在 地：うるま市宮里 281 番地

電 話：098-973-4111 FAX: 098-973-4112

電子メール：och_setubi02@hosp.pref.okinawa.jp 「キッチンカー出店希望」と件名に記載

※参考 出店スペースの位置

車両営業許可エリア

